

## 唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、在宅の身体障害者及び身体障害児並びに難病患者が、日常生活の不便を解消するための住宅の改造工事（以下「工事」という。）を行う場合に、予算の範囲内において身体障害者（児）住宅改造補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

**第2条** 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、唐津市内に住所を有し、次のいずれかに該当する3歳以上の者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で下肢若しくは体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）のいずれかの障害の等級が3級以上の者。ただし、和式便器から洗浄機能を有する洋式便器（一体型の場合に限る。）への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者とする。
- (2) 難病患者で下肢又は体幹機能に障害があり、診断書により工事が必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 本人又は世帯員のうち市民税所得割の納税額が46万円以上の者
- (2) 唐津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年告示第62号）別記「住宅改修費の給付に関する実施要領」に規定する住宅改修費の給付（以下「住宅改修費の給付」という。）の対象となる者
- (3) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者。ただし、障害の等級が上位の等級に変更された者又は転居した者を除く。

（補助対象事業）

**第3条** 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象者が現に居住する住宅の工事であって、次に掲げるものとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 浴室及び浴槽の改修
- (7) 洗面台及び台所のバリアフリー化に伴う改修
- (8) 通路の拡張
- (9) 昇降機等動力を用いて移動する設備
- (10) 前各号に掲げる工事に附帯して必要となる工事  
（補助対象経費）

**第4条** 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

（補助金の額及び限度額）

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は20万円とする。

2 障害の等級が上位の等級に変更され、又は転居した場合は、前項に規定する補助金の額を限度として再度交付することができる。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、身体障害者（児）住宅改造補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事前の写真
- (2) 工事の見積書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの）
- (3) 工事箇所の平面図

- (4) 身体障害者手帳の写し
- (5) 所有者の許諾を明らかにした書類（申請者と所有者が異なる場合に限る。）
- (6) 身体障害者（児）住宅改造補助金難病患者診断書（難病患者の場合に限る。）（第2号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申請者から既に他の事業で診断書等の提供を受けており、難病に関する症状や身体状況及び在宅における治療の状況等の確認ができる場合は、前項第6号に規定する診断書の添付を省略させることができる。

3 第3条第1号から第5号までの補助対象事業については、住宅改修費の給付を併せて申請することはできない。

（補助金の交付決定）

**第7条** 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、身体障害者（児）住宅改造補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の内容の変更）

**第8条** 申請者は、申請の内容を変更しようとするときは、身体障害者（児）住宅改造補助金交付変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、身体障害者（児）住宅改造補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

**第9条** 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身体障害者（児）住宅改造補助金申請取下書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業を中止するとき。

(2) 補助対象事業の実施が困難であることが判明したとき。

2 市長は、前項に規定する申請取下書を受理した場合は、身体障害者（児）住宅改造補助金申請取下承認書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

**第10条** 申請者は、工事が完了した日から30日以内に身体障害者（児）住宅改造補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事後の写真

(2) 領収書の写し

(3) 請求書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第11条** 市長は、前条に規定する報告書を受領した場合は、工事の実施状況を確認し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、身体障害者（児）住宅改造補助金確定通知書（第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

**第12条** 市長は、規則第20条の規定より補助金の返還を命じるときは、身体障害者（児）住宅改造補助金返還命令書（第10号様式）により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

**第13条** 規則第25条第1項ただし書に規定する財産処分を制限する期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間とし、同省令に定めのない財産については市長が別に定める期間とする。

(補則)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

身体障害者（児）住宅改造補助金交付申請書

唐津市長 様		申請日 年 月 日	
		(申請者) 住所 氏名	
		対象者との続柄 電話	
<p>次のとおり住宅改造補助金の交付申請をいたします。  この申請書の提出により、私の世帯の住民登録及び税務に関する資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧すること、申請者及び対象者について、唐津市補助金等交付規則（平成17年唐津市規則第42号）第3条の2に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。</p>			
対象者	住所		
	ふりがな 氏名		
	生年月日	年 月 日	電話
身体障害者手帳 障害名	手帳番号		交付年月日 年 月 日
	障害種別		障害等級
疾患名			
改修する理由			
希望する改修の内容			
日常生活用具の住宅改修に関する実績	過去に唐津市障害者等日常生活用具給付事業による住宅改修の実績の有無 1 ある 2 ない		
日常生活用具の住宅改修の内容	実績がある場合、その改修の内容 ( )		
住まいの状況	住居	1 自宅 2 借家	

第2号様式（第6条関係）

身体障害者（児）住宅改造補助金難病患者診断書

患者氏名		生年月日	年 月 日
患者住所			
疾患名			
症 状	住宅改造を必要とする身体状況について  在宅で治療が可能な程度に症状が安定しているか否か (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか)		
以上のとおり診断します。  年 月 日  医療機関の名称  医療機関所在地  担当医師氏名			

第3号様式 (第7条関係)

唐 第 号

年 月 日

様

唐津市長



身体障害者（児）住宅改造補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付申請については、次のとおり決定したので唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 改造工事の内容

2 交付決定額

3 条件

- (1) 交付の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 交付決定額は、当該申請内容に基づく予定額であり、実績報告等に基づいて補助金の額が変更されることがある。
- (3) 申請者が虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
- (4) 補助金は、事業完了後に確定された金額を請求により交付する。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所  
氏 名

身体障害者（児）住宅改造補助金交付変更申請書

年 月 日付け唐 第 号にて決定を受けた唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金について、次のとおり変更したいので、唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

第5号様式（第8条関係）

唐 第 号

年 月 日

様

唐津市長



身体障害者（児）住宅改造補助金交付変更決定通知書

年 月 日付け唐 第 号で決定通知した唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金については、次のとおり変更したので唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 変更前の交付決定額
- 3 変更後の交付決定額

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所  
氏 名

身体障害者（児）住宅改造補助金申請取下書

年 月 日付け唐 第 号にて決定を受けた唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金について、唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

- 1 交付決定額
- 2 取下げの理由

第7号様式（第9条関係）

唐 第 号

年 月 日

様

唐津市長



身体障害者（児）住宅改造補助金申請取下承認書

年 月 日付けで提出のあった唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金申請取下げについては、承認しましたので、唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

唐津市長 様

申請者 住 所  
氏 名

身体障害者（児）住宅改造補助金実績報告書

年 月 日付け唐 第 号にて決定を受けた唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金について、次のとおり改造工事が完了したので、唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 改造工事の内容
- 2 改造工事の完了年月日
- 3 交付決定額

第9号様式（第11条関係）

唐 第 号

年 月 日

様

唐津市長



身体障害者（児）住宅改造補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付申請については、唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、次のとおり通知します。

- 1 改造工事の内容
- 2 交付確定額

第10号様式（第12条関係）

唐 第 号

年 月 日

様

唐津市長



身体障害者（児）住宅改造補助金返還命令書

年 月 日付け唐 第 号にて確定通知した唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金について、次のとおり補助金の返還を命じるので、唐津市身体障害者（児）住宅改造補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

- 1 返還を命じる額
- 2 返還を命じる理由
- 3 返還期限